

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月29日

【会社名】 日本フィルコン株式会社

【英訳名】 NIPPON FILCON CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名倉 宏之

【本店の所在の場所】 東京都稲城市大丸2220番地

【電話番号】 (042)377-5711 代表

【事務連絡者氏名】 管理本部長 羽山 重康

【最寄りの連絡場所】 東京都稲城市大丸2220番地

【電話番号】 (042)377-5711 代表

【事務連絡者氏名】 管理本部長 羽山 重康

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年2月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年2月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金19円

配当金総額387,882,720円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年2月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行う。また、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行う。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、名倉宏之、齋藤芳治、佐野明宣、野村国大、久慈健仁、阿部稔、伊能優子の7氏を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、青木豊、佐々木章浩、木村尚子の3氏を選任する。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額285百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。）とする。なお、本報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額48百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。）とする。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額50百万円以内とし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年100千株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	155,058	555	0	(注)1	可決 99.33
第2号議案	151,996	3,618	0	(注)2	可決 97.37
第3号議案					
名倉宏之	151,842	3,769	0	(注)3	可決 97.27
齋藤芳治	154,129	1,482	0		可決 98.74
佐野明宣	154,195	1,416	0		可決 98.78
野村国大	154,204	1,407	0		可決 98.78
久慈健仁	154,211	1,400	0		可決 98.79
阿部稔	154,032	1,579	0		可決 98.67
伊能優子	154,139	1,472	0		可決 98.74
第4号議案					
青木豊	154,346	1,265	0	(注)3	可決 98.88
佐々木章浩	153,521	2,090	0		可決 98.35
木村尚子	151,456	4,155	0		可決 97.02
第5号議案	152,682	2,931	0	(注)1	可決 97.81
第6号議案	152,683	2,930	0	(注)1	可決 97.81
第7号議案	152,567	3,046	0	(注)1	可決 97.74

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。